

平成19年(行ハ)第16号 補助参加許可決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告申立事件(原決定 平成19年(行ス)第52号)

決 定

申立人 社団法人東京都自動車整備振興会

相手方 全統一労働組合

主 文

本件抗告を許可しない。

理 由

本件抗告許可申立ての理由は、上記原決定について、民事訴訟法337条2項所定の最高裁判所の判例違反その他の法令解釈に関する重要事項を含むものとは認められない。

よって、主文のとおり決定する。

平成19年11月19日

東京高等裁判所第23民事部